

甲賀市観光事業多角化支援補助金 募集要領

【申請受付期間】

交付要綱の告示後～令和5年2月28日（火）

※令和5年2月28日（火）までに支出が完了する事業が対象です。

※事業の完了が遅延する場合や事業内容に変更がある場合は、予めご相談ください。

※予算の範囲内での交付となるため、申請が交付上限に達した時点で募集を終了します。

【補助対象者】

次のいずれも満たす方が対象です。

(1) 本市において、宿泊業、飲食業、お土産・特産品販売等を行っている又は、新たに開始する事業者

(2) 下記のいずれかの団体に属する方または滋賀県観光入込客数調査の調査対象施設を有している方

※対象となる団体一覧

- ・一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会 ・信楽町観光協会
- ・甲賀調理師会 ・甲賀ホテル旅館組合 ・土山町茶業協会 ・信楽町茶業協会
- ・滋賀県茶商業協同組合 ・土山漁業協同組合 ・水口小売酒販組合
- ・水口酒販協同組合 ・甲賀酒造組合 ・信楽陶器工業協同組合
- ・信楽町陶器卸商業協同組合 信楽料理旅館飲食業組合 ・信楽商店協同組合 等

ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

(1) 国、県及び市区町村（共済組合を含む）が所有、管理または運営する施設の運営者。ただし、施設の指定管理を受けている事業者が実施する事業は除きます。

(2) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がある方

(3) 下記のいずれかに該当するもの

- ア. 暴力団（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ. 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ. 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ. 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定される宗教法人

(6) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(7) 市長が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある

者

【補助対象事業】

観光事業者が甲賀市内で実施する新たに観光誘客が見込まれる業務を多角化する取組みや、新規の取組み等にかかる調査や設備投資、デジタル機器等の導入に要する経費を対象とします。具体例は次の通りです。

例)

- ・茶や陶器等物産販売店に飲食店を併設するための施設改修や備品購入
- ・飲食事業者等のデリバリーやキッチンカー新規導入
- ・新しい販路開拓のための調査・コンサルティング事業
- ・誘客PR動画制作
- ・HP多言語化リニューアル、EC（通販）サイトの新規導入
- ・新規顧客獲得のために実施する施設改修

例) 新たな観光の形に対応した多人数旅行客メインの施設から少人数旅行に対応した施設改修や備品購入

一般旅行客の宿泊メインの施設から、ワーケーションに対応した施設への改修 等

- ・アフターコロナを見据えた訪日外国人向け多言語対応
- ・その他、新規誘客のための事業の多角化に資する取組みが対象

【補助対象外経費】

- ・調理設備等の特殊な機能を持たない車両や、事務作業や会計事務に使用するパソコン、スマートフォン、タブレット、会計ソフト等、本事業以外の事業への転用が容易なもの
- ※ただし、キッチンカーの購入や、ワーケーション用設備、メニューの電子化やAR・VRを活用した体験型コンテンツの実施等、事業に密接不可分であるものについては補助対象とします。
- ・既存利用者対象者等の変更や業態の追加・変更を伴わない既存施設・設備の修繕費用（既存施設のリフォーム費用や厨房機器の入れ替え、生産能力拡大のための追加設備購入等は不可）
- ・土地・建物の購入や賃借・取得に要する経費
- ・企業の経営に要する経常的な経費（人件費、旅費、事務所等の賃借料、公租公課、保証金、敷金、礼金、仲介手数料、光熱水費、通信費、保険料、会議費、事務用品等の消耗品費、雑誌等の購読料、新聞代、各種団体の会費・負担金、交際費、食糧費、広告宣伝費等）
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・金融機関等への各種手数料（振り込み手数料、代引き手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等）
- ・免許・特許等取得にかかる費用
- ・借入金等の支払利息や遅延損害金
- ・商品券や金券の購入にかかる費用
- ・補助金交付申請、実績報告等の作成や送付、手続き等に要する費用
- ・税務申告、決算書作成等にかかる税理士・公認会計士等への支払費用、訴訟等のための弁護士費用等
- ・その他、市長が不適切と認める経費

【補助対象期間および補助率、補助額】

補助対象期間	補助率	補助上限
令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）	4/5	300万円

※ただし、補助対象経費の合計が税抜き10万円以上が対象となります。

※補助対象期間内に工事等が完了しなかった場合は、補助対象外となります。